

●「一般名処方」に関するお知らせ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月1日より、医療上必要性がある場合をのぞき、後発医薬品がある長期収載品（先発医薬品）の処方を患者様が希望された場合、薬局にて特別の料金（選定療養費）をお支払いいただく場合があります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

●公費負担の行われる医療の範囲について

精神障害に起因しないお薬・処置・検査などは、公費負担（自立支援医療 1割負担）の適用外となりますのでご了承ください。

お薬・・・風邪薬 高血圧治療剤 糖尿病治療剤

アレルギー性疾患治療剤 ビタミン剤

湿布薬 目薬 塗り薬 など

処置・・・すり傷 切り傷 湿疹 など

検査・・・血糖検査 感染症検査 など

久喜すずのき病院

院長 島崎 正次